

横浜市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に関する意見公募要領

横浜市では、平成 23 年 4 月 27 日に公布された「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「横浜市環境影響評価条例」の一部を改正しました（平成 24 年 12 月 28 日公布、平成 25 年 4 月 1 日一部施行、7 月 1 日全部施行）。

この改正に伴い、「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正を予定していますので、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

1 ご意見の募集期間

平成 25 年 1 月 15 日（火）から平成 25 年 2 月 13 日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）

2 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出願います。

※ご意見は、(1)～(3)の場合は意見提出用紙、(4)の場合は入力フォームにご記入ください。

(1) 郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

(2) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：045-663-7831
横浜市環境創造局環境影響評価課 あて

(3) 直接持参の場合

横浜市環境創造局環境影響評価課 関内中央ビル 8 階（中区真砂町 2-22）

(4) 横浜市ホームページから入力される場合

以下の環境影響評価課ホームページから、入力ページへお進みください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyoku/kaisei/130701iken.html>

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局環境影響評価課
電話：045-671-2495

※電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。